

会議録	
1 名称	第10期第4回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和5年1月23日(月) 午前10時～11時20分
3 開催場所	男女共同参画推進センター 第1・2研修室
4 出席者	<p>[第10期審議会委員]</p> <p>猪瀬理恵、江上千恵子(学識経験者)、長田智之、小幡亨、金子寿子、小泉博久、櫻木晃裕(学識経験者)、下島真希、白石美知子、神保恵一、古谷英恵(学識経験者)、松山亜紀、源川郁夫、宮地明子(オンライン)</p> <p>[区側]</p> <p>総務部長 綾部 吉行</p> <p>男女共同参画推進センター所長 川辺雅嗣</p> <p>人権推進課長 壽賀奈緒美</p> <p>男女共同参画担当係長 早川文愛</p> <p>管理係員 富所弘美、羽生理江子、久保勝広</p>
5 議題	<p>1 令和4年度 男女共同参画推進事業実施状況報告</p> <p>2 第10期江東区男女共同参画審議会スケジュール(令和5年度)</p> <p>3 その他</p>
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	<p>資料1 令和4年度 男女共同参画推進事業実施状況報告</p> <p>資料2 第10期江東区男女共同参画審議会スケジュール(令和5年度)</p> <p>参考1 第2回・第3回男女共同参画審議会意見シート集約</p> <p>参考2 第2回江東区男女共同参画審議会議事録(案)</p> <p>参考3 第3回江東区男女共同参画審議会議事録(案)</p> <p>参考4 東京都パートナーシップ宣誓制度概要</p>
8 摘要	<p>欠席 委員1名(岩上浩之)</p> <p>傍聴者 1名</p>

## 【別紙議事要旨】

### 1. 開 会

【所長】 それでは定刻となりましたので、第10期第4回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、また雨の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ありがとうございます。

本審議会の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち、本日の出席委員数は、予定も含めて14名でございます。会場が13名、オンラインが1名となっております。欠席は1名でございます。よって、本日の会議は定足数を満たしております。また、本日は傍聴希望の方は1名となっております。既に傍聴者の方にはお席に着いていただいておりますことを報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は、会議中の閲覧用となりますので、お帰りの際には、資料は机の上に置いたままお帰りください。

なお、本日は記録のため録音させていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料について確認させていただきます。最初に、机上に配付させていただいたのが、会議次第、裏面に席次表、左上に参考と表示してある、「男女共同参画KOTOプラン2021（概要版）」と、「男女共同参画KOTOプラン2021」の本書でございます。また、皆様に資料をお持ちいただいたのが、資料1、資料2、参考1、参考2、参考3、参考4、それと、本日の意見シートとなります。参考の「男女共同参画KOTOプラン2021」本書と概要版につきましては、会議後、事務局が保管いたしますので、机に置いたままお帰りください。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、挙手願います。大丈夫でしょうか。それでは、開会に先立ちまして、綾部総務部長より御挨拶申し上げます。

【総務部長】 皆様、こんにちは。総務部長の綾部と申します。本日は、御多用中の中、第4回男女共同参画審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、昨年11月10日開催の第3回審議会では、東京都人権プラザの施設見学にご参加いただきました。早朝から誠にありがとうございました。施設の方からの課題ですとかレクチャー、あるいは施設の見学、体験を通しまして、東京都人権事業

の実施状況を把握していただけたことと存じます。

本日は、令和4年度の事業実施状況報告をさせていただきます。現行計画の適正な進捗管理と併せまして、今後の新たな取組、さらには次期の計画改定も見据えて、様々な御提言、御提案をいただければ、と考えてございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【所長】ありがとうございました。それでは、次に本日の予定でございます。

まず、議題1では、令和4年度男女共同参画推進事業実施状況報告、議題2では、第10期江東区男女共同参画審議会スケジュール(令和5年度)、以上、議題は2点でございます。

また、第2回、第3回審議会の皆様からの意見シート、及び第2回審議会と第3回審議会議事録を作成しておりますので、参考資料としております。議事録につきましては、本日の議事において御意見がなければ、議事録を確定させていただきます。

それでは、前回、前々回の審議会の概要と意見シートについて、簡単に御説明いたします。初めに、令和4年7月11日の前々回の審議会の概要でございます。

第2回では、まず、第7次の男女共同参画行動計画の令和3年度進捗状況調査報告書について、御説明いたしました。調査結果には、男女共同参画に関する実績のみを載せるべきとの御意見がございましたので、次回の調査報告において改善を図ることといたします。

次に、審議会の施設見学会について、事務局案を2つお示しし、御意見シート等を参考に、後日、会長と決定させていただいております。

また、その他において、東京都におけるパートナーシップ制度の状況について情報提供をさせていただきました。

次に、令和4年11月10日の第3回の審議会の概要でございます。第3回は、審議会による施設の視察でございました。視察先は、港区にございます東京都人権プラザで、8名の委員にご出席いただきました。内容は、施設職員の方による人権課題の解説、施設内見学では点字ブロックリレーを体験いただきました。

次に、審議会後にいただいた御意見シートについて御紹介いたします。恐れ入りますが、参考1を御覧ください。まず、第2回審議会についてです。

企業における男性の育休取得の現状について、『現場の努力や状況を打破してい

る企業などの現状把握ができたこと、男性の育休取得には今まで社会問題が含まれ、助成金の話も勉強になったが、小規模の企業では解決策もなかなか見えない』との御感想がありました。企業側からも、『制度の必要性を感じるも、実施は困難で、人の問題で大きな悩みを抱えている』との御感想もございました。

次に、第3回審議会後の御意見でございます。視察について、『基本的なことを学べたが、人権問題ごとに対応策が異なると思う。点字ブロックリレー体験では、点字ブロックの大切さ難しさを振り返り、調べた結果、点字ブロックは日本が発祥で、駅や一般道路に設置している国は少なく、車椅子等にとっては不利益な面もあり、課題となっている』との御感想がございました。

次に、昨年11月から始まりました、東京都のパートナーシップ宣誓制度について、参考4にまとめておりますけれども、こちらにつきましては、議題3 その他において、御説明いたします。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願いしたいと思っておりますので、会長、よろしく願いいたします。

## **2. 議事1 令和4年度男女共同参画推進事業実施状況報告**

【会長】皆さん、おはようございます。早速議事に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。議題1、令和4年度男女共同参画推進事業実施状況報告を、所長から説明をお願いいたします。

【所長】男女共同参画推進センター所長でございます。それでは、資料1を御覧ください。令和4年度12月までの当センター所管の事業実施状況を御報告いたします。

まず、1、男女共同参画の意識づくりと多様性への理解促進です。(1)男女共同参画学習講座については、36講座を実施する予定で、12月末現在で28の講座を実施しております。(2)出前講座は、辰巳中学校をはじめ、最終的に5校で行う予定としております。(3)パルカレッジは、男女共同参画について学び、本講座の修了生が職場、地域においてリーダーシップを発揮できる人材育成を目的として実績しておりますが、令和4年度は、令和4年5月から7月までの8講座と、令和4年9月23日、笠井信輔氏による講演会を行いました。(4)男女共同フォーラムは、男女共同参画の視点を持ち、地域で活動する学習団体の活動発表、区民交流の場として、社会を取り巻く様々な問題から男女共同参画を取り上げ、考えていく事業で、

11の講座と展示企画を令和4年11月13日に実施いたしました。

続きまして、2の女性に対する暴力をなくす運動ですが、(1)事業概要は、毎年11月12日から25日の期間に、内閣府の女性に対する暴力をなくする運動実施要綱に基づき、全国各地で運動が展開されており、シンボルカラーは紫、シンボルマークはパープルリボンとなっております。

(2)江東区での取組ですが、①は、運動期間中、亀戸にごぞいますふれあい橋をパープルにライトアップいたしました。次、②は、当センター1階ロビーにツリーを置き、来館者の方にパープルリボン型にした短冊に、女性に対する暴力をなくす願いを記入していただき、装飾いたしました。③から次ページの⑥までは、今年度の新規事業となります。

③は、相談窓口の周知を図るためのポスターを作成し、区内各所にて掲示及び掲示依頼を行いました。依頼先は、区内各駅26か所、金融機関、商業施設、公共機関、広報板となります。鉄道各駅の掲示期間は11月10日から11月28日のうち、2週間でございます。写真はJRの新木場駅でのポスター掲示のものでございます。④は、2010年に広報業界の直木賞と称されるTCC賞に選ばれたパネル等を展示し、「心に響かせるDV根絶パネル展」を区内2か所で開催いたしました。写真は、豊洲文化センターでの開催風景でございます。⑤は、令和4年11月19日から12月15日の期間、江東図書館にDVや男女共同参画に関する特設展示コーナーを設置いたしました。⑥は、パープル運動の啓発を図るために、本区の観光キャラクターでありますコトミちゃんを活用して、パープル運動啓発キャラクターを作成し、パープル運動啓発缶バッジを作成し、配布いたしました。

3の相談窓口の充実です。(1)相談窓口は、当センターが所管しております相談事業を一覧表にしています。

(2)の女性のなやみとDV相談事業は、女性の悩みや配偶者暴力被害者の相談を受け、必要に応じ関係機関につなぎ、被害者の支援を行うもので、電話相談、面接相談、同行支援等により対応しております。電話相談の実績は、4月から12月までで計3,030件で、前年度を上回る件数で増加傾向にございます。面接相談や同行支援は、コロナの影響で、前年度、前々年度は件数の減少もありましたが、今年度は、前年度を上回ると予想しています。

(3)男性DV電話相談事業は、令和3年7月より毎月1回開設しており、配偶者

や恋人、パートナーからの暴力に悩む男性を対象としております。相談実績は、本年度の4月から12月までで5件となっています。

(4) L G B T等電話相談事業は、こちらも令和3年7月より毎月1回開設しており、性自認及び性的指向に関する悩みや不安など、本人だけでなく、家族や職場、支援者からの相談も受けております。相談実績は、本年度の4月から12月までで10件となっております。4の性暴力被害者支援面接相談事業は、過去に受けた性被害・性的虐待がトラウマとなり、現在も苦しんでいる方を対象に、精神科医によるカウンセリングを行っております。平成28年11月より、女性の悩みとDV相談の中で実施しております。相談実績は、本年度の4月から12月までで23件でございます。

(5) 女性のための法律相談は、離婚、労働、相続等、女性の日常生活における法律上の悩みに関する相談を区が委嘱する弁護士が行うもので、相談日は月3回、水曜日となっております。相談実績は、本年度の4月から12月までで60件でございます。私からは以上となります。

**【会長】** ありがとうございます。ただいまの所長からの説明について、何か御質問ですか御意見、ございますか。

**【副会長】** 資料1の2ページ目の3の相談窓口の充実、(1)相談窓口という一覧表を掲示していただいておりますが、少し表の見方が分からないので、御説明いただければ幸いです。予約の欄に×と○とがありますが、これはどういった意味でしょうか。予約は受け付けていないけれども、いきなりかかってきた電話は受けるという趣旨でよろしいでしょうか。

**【所長】** こちらは、例えば電話相談は×になっておりますけれども、これは予約が不要なく、電話をいただければ、そのまま相談するという意味です。その下の面接相談をご覧ください。○になっております。これは予約が必要で、いきなり面接相談したいと来られても、受けられないということを示しています。

**【副会長】** わかりました。

**【会長】** ほかにございますか。

**【委員】** 2つ伺います。1つ目が、資料1の3ページ、5の女性のための法律相談、令和4年度の実績は、60件というお話でしたが、4月から12月迄で、まだ途中段階だと思いますが、大体例年並みの様子なのでしょうか。また、令和2年度に少し下

がっているのは、やはりコロナ禍が原因であるのかというところを、お聞きしたいです。細かいことですが、資料の1の(2)の出前講座、有明西学園3年生と書いてあるのは、これは中学3年生ということで良いのでしょうか。

【所長】まず、女性の法律相談ですけれども、令和2年度の実績が減っているのは、この年度は、ほかの相談実績もですが、やはりコロナ感染が結構拡大したところで、相談のための外出を自粛するということがありました。また、相談事業自体も休止したときもありましたので、コロナの関係で件数が減っているものと考えております。

今年度につきましては、現状から、大体例年並みの80件から90件ぐらいになるかと考えております。それから、有明西学園は小中一貫校の義務教育学校ですが、こちらは一般に言う中学3年生に対して実施いたしました。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

【委員】資料1の相談窓口の充実について、伺います。男性DV電話相談と、LGBT等電話相談は割と比較的最近の事業だと思います。

まず、こういう相談窓口があるということをどのように周知されているのか、その認知を広げる努力とかをされているのかということ。あと、この実績の5件とか10件というのは、多いのか、少ないのか。新しい取組として、課題として何か感じられているようなことはあるのかということをお伺いしたいと思います。

【所長】令和3年度からDV相談を始めて、件数の伸びを注視しているところです。今年度は、まだ残り3か月ほどありますので、3年度よりは、少しは増えるかなと思えますけれども、総件数は若干の減となるかと考えております。そこで、PRとしましては、先ほど女性のDVに関するいろいろな取組み、新しくパネル展や、ポスター掲示をしています。その中には、当然男性DVとLGBT等の相談についても載せています。そのような形でPRを進めているところです。

男性DVの実績件数についてですが、これが多いか少ないか、については、なかなか難しいところですが、23区、調べた限りでは、大体10件から20件ぐらいという状況です。新宿などはとても多くて、100件近くあるところがあります。相談日の回数関係もあるとは思いますが、本区としては、取りあえず月1回から始めて、件数が伸びてきた段階で、少しずつ相談回数を増やしていこうかと考えています。PRが足りない部分もあろうかと思うので、今年度については、特に、先ほど言ったようにPRに少し力を入れて、周知を図っているところです。以上で

す。

【会長】ほかにございますか。

【委員】今の続きになりますが、電話相談というのは、例えば今、新宿が多いという話でしたが、区民以外の方でも、こういう事業があるというのが分かれば、電話がかかってくる可能性などもあるのでしょうか。区民ではない人からも、例えば相談があった場合は、受ける場合もあるのでしょうか。

【所長】基本は区民の方ですけれども、匿名や、名乗らない方もありますので、電話が入った段階では、受け付けています。

【委員】ありがとうございます。

【副会長】電話相談や面談の場合は、どういう情報を明らかにしないと相談を受け付けていただけないのかでしょうか。

【会長】弁護士の場合は守秘義務というのがありますので、相談者は受付カードに簡単に書いてくれるのですが。

【副会長】要は、どういう条件がないと、相談に乗ってもらえないかというのは、相談のし易さとリンクする、ということになりますので。

【所長】例えば、「女性のなやみとDVホットライン」であると、女性の方の悩みと相談という形で電話が入ってきます。電話が入った段階で、どんな相談かというので聞きます。なので、特段名前とか、そういう必要はないです。聞いて、うちそのまま支援に入るのではなくて、内容によって、例えば保育所に入りたい悩みですといたら、保育園をこういうところで保育園をやっていますとか、それぞれ相談先を御紹介しているという形です。

【副会長】そうしますと、年齢とか、性別とか、そういうのも一切、何も聞かないで、かかってきた電話に対して返すということですか。そこに関して、面談とかも同じような形ですか。そこを少し知りたいのですけれども。

【所長】面接になりますと、予約が必要なので、相談の中でずっとつながっている方もいらっしゃると思います。面接をしたいという形で、相談員がこの相談者には面接が必要だと判断したら、そのまま予約をいただいて、面接するという形になります。

【副会長】そういうのではなくて、例えば名乗る必要があるのかとか、生まれたときの性別を言う必要があるのかとか、連絡先の電話番号を言う必要があるのかとか、そういうことに関して、求められているものが何なのかということを知りたいです。

【会長】女性のための法律相談となっているとおりで、原則、女性だけですということはありません。

【副会長】名前を言う必要があるか、ないか。俗称で良いのか、本名を言わないといけな  
いかというのは、だいぶ違う話だと思います。

【所長】住所はどこの地区までで、細かいところまでは要りません。性別と、それからお  
名前も伺います。ただ、本人確認はしないので、それが本名であるか、どうかは問  
わないことになります。

【副会長】今の点と少し関係があるのかなと思いますが、男性DV電話相談事業のところ  
で、パートナーからの暴力に悩む男性を対象としているといったときに、いわゆる  
業界での暴力というのは、身体的な暴力以外にも、言葉による暴力など、いろいろ幅  
広いのですが、一般的には、まだ身体的な暴力を伴うものをDVというふうに認識  
されている面がまだ根強く残っている中で、PRの仕方はどうされているのでしょ  
うか。つまり、ポカスカ殴られたというのであれば、すごく分かりやすいと思います  
し、相談しやすいと思うのです。ただ暴力という言葉だけですと、別に殴られている  
わけではない、でも、何か心が苦しいみたいなきに、相談して良いのかというところ  
は、先ほどの副会長の御質問とも関連しますけれども、よく分からないです。そう  
いうところで、相談しづらくなってしまうという面もあると思いました。ど  
ういった形でPRされていらっしゃるのか、もう少し情報を頂戴できれば幸いです。

【所長】確かに、昨今DVというのは、経済的なDVもございますし、精神的な暴力もあ  
るということを、区報や、今回ありましたパネル展でPRしています。特に今回の  
1月の区報ですが、女性、男性、LGBT等にかかわらず、こういうものもDVに  
入ります、このようなことがあったら相談してください、という周知も、併せて行  
っております。

【会長】ほかに、どうぞ。

【委員】以前の資料に、もしかしたら数字が出ていたかもしれないのですがけれども、資料  
1の1番の出前講座、今回5校入っています。これは、予算上、最大で5校でしょ  
うか、それとも、10校分の予算があったけれど、希望が5校しかなかったから5  
校でしょうか？

【所長】ここのところ、中学校からの出前講座の希望が多いので、今年度は、6校・6コ  
マ分の予算を取っております。今年度は、辰巳中学校が3コマ、その他の学校で4

コマ行いましたので、合計7コマになりました。学習講座全体のコマ数は決まっておりますので、出前講座が予算より多く実施した部分は、他の区民向け講座で調整が必要になりました。1年間の講座数は決まっておりますので、出前講座が増える傾向であると、次年度予算を増やしながら行っておりますが、おそらく、6校ぐらゐが申込のマックスになるのではないかと予定しています。これ以上申し込みがあった場合は、例えば何回も行っている学校については、今回はお断わりするなど、そういった調整はさせていただいておりますが、今年度は、希望があれば全部開催しているという状況でございます。

【委員】ありがとうございます。

【会長】希望があれば、できるだけ応えたいというところですね。

【委員】2点、質問があります。1番の(2)出前講座の件ですけれども、こちらの申込みは、どのような経路をたどって行うのかというのを知りたいです。例えば、こちらのセンターに中学校から依頼があつて行われているのか、また、その講座をする人はどのような人なのかについて、知りたいです。2点目は、資料1の3ページの(3)男性DV電話相談、(4)LGBT等電話相談事業についてですが、どのような人が対応しているのか。専門家なのか、何か有資格者が対応しているのか、その点について教えてください。

【所長】まず、出前講座ですが、年度初めに学校長にお知らせしましたが、申し込みがなかなか来なかったもので、養護教員の先生にもお送りしました。それで、学校から申し込みがあつたものについて、出前講座を組んでいます。講師の方は、講座のテーマが、例えば性の多様性を考えるや、自分らしさを大切する進路選択という、3つのテーマがあり、学校が選択したテーマにあわせて、ほかの場所でも講師をしているNPO法人の方や専門家の方に依頼をしています。

男性DV電話相談やLGBT等電話相談の相談員については、業務委託をお願いしているNPO法人の方で、ほかの自治体でも相談員をされている方をお願いしています。

【委員】ありがとうございました。

【会長】DV加害者が、自分自身は悪いと思っていなくても、周囲からDVではないかと言われて、DV加害者から、自分の言動がDVにあたるのか、どのように自分を変えていけば良いのか、といった相談も受けているのでしょうか。そういった場合、

心理的な専門家が相談を受けるといった配慮はあるのでしょうか。

【所長】いわゆるDV加害者の方の支援というのが、昨今、注目を浴びていますが、今回この男性DV電話相談につきましては、あくまでも被害者の方の支援を想定していますので、加害者の方の相談については、今のところ相談実績も無いですが、電話があった場合については、加害者の方を支援しているところの情報提供はすると思いますが、加害者の相談自体に乗っていくということは、この事業については、今のところ考えておりません。

【委員】出前講座についてですが、こちらは本当に大事なことなので、全中学校で行ってほしいと思います。性の多様性やLGBT等については、教科書からも記載が落ちているというか、薄い内容なので、こういう出前講座などでフォローしていただきたいなと思っております。例えば、辰巳中学校だったら、全学年と教職員を満遍なく行っているというのは良いなと思うのですが、一方で、お知らせを送付しても、全く反応のない中学校があるのかなというのが疑問です。子供たちにとっても、通う中学校によって差が出るのはよくないなと思いますので、もし反応が薄いなという中学校があれば、手厚めにアナウンスをしていただくと、ありがたいと思いました。

【会長】PTAの方にも、ぜひPRしていただくことが、重要なことだと私も思います。

【委員】今、PTAにもというお話がありましたが、先ほどの御説明で、学校長に主に御案内いただいているということだったのですけれども、こういう講座があること自体、今日、この場で居合わせるまで知らなかったということがあります。PTAの皆さんは、地域と、学校と、それからペアレンツの集まりで子供を支えていくという集まりですので、こういうふうな有効な講座があるのであれば、ぜひ次年度からでも、PTA联合会や、校長会のほうにも、同時に教えていただくと、学校と事前に相談して取り組むことができるかなと思いましたので、それを要望させていただきます。

【所長】御意見ありがとうございます。教育委員会にも確認をとりまして、PTAの方にもチラシを配るという形で、一応、なるべくその方向で進めてまいります。また、PTAの会のほうにも、こういうチラシを、こういうことを今年度考えている計画をお送りしていきたいと、前向きに考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員】PTA、学校、コロナ禍なので大分集まりづらいというのが出てきていますので、DVなどの啓発に関して、インターネットや、映像でも学べると良いのではないかなと思います。できる、できないはあるかもしれませんが、何らかの形でやっていただくと良いなということを提案させていただきます。

【会長】非常に良い意見だと思いますけれども、その辺はいかがですか。

【所長】区のほうから発信するというのは難しい部分もあるのですけれども、学校のオンラインツールを使って、例えば、辰巳中学校の教職員の講座は、オンラインで行いました。また、去年は、これも辰巳中学校ですが、生徒向けに、オンラインで行いました。学校側でオンラインの準備をしていただければ、あとは講師の方に了承を得て行っていくということも、可能ではございます。

【会長】今、学校教育もウェブが充実してきているので、区のほうからも、もう少し積極的に進めていったら良いのではないかと思います。

【委員】今の委員の方の発言は、オンラインで講座をするというよりも、いつでも視聴できる動画のような形で公開してはくれないのかという趣旨なのかなと、私は理解したのですが、いかがですか。

【委員】どちらもです。オンラインでの講座開講に加えて、いつでも視聴できるように掲載してほしいということ、付け足して認識していただきたいと思います。

【会長】区はいかがですか。

【人権推進課長】人権学習講座のほうで、今回、2月1日の区報で周知するのですけれども、2月1日からユーチューブの区公式チャンネルで、LGBT等の関係の講座を配信させていただきます。こうしたいつでも視聴できる形（オンデマンド形式）で講座を公開するのは、著作権もありますので講師によっては難しいかもしれません。

【委員】出前講座についてですけれども、特にLGBT等などは、ポスターや啓発などを一緒に考えていただけると良いのかなと思います。もちろん、コロナですと場所の制約もあり、今オンラインという話もありましたが、もしオンラインでも公開できるということになれば、やはり難しい問題があるかと思えます。

LGBT等の話は、家族と一緒に解決していくべきものですが、自分がそうだなと思ったときに、親に話すということはもの凄く勇気が要ることになってしまうと思うので、特に出前講座は、例えば講演が無理でも、チラシを一緒に見てもらうとか、親への啓蒙ということも一緒に考えていただけることが有効なのではないかと

思いました。

### **3. 議事2 第10期江東区男女共同参画審議会スケジュール（令和5年度）**

【会長】続きまして、議題2の第10期江東区男女共同参画審議会スケジュール、令和5年度を、所長から説明をお願いいたします。

【所長】では、資料2を御覧ください。来年度以降の審議会の予定になります。まず1、令和5年度の予定ですが、令和5年度は第10期の2年目となります。第5回は、前年度の事業の実績と行動計画の進捗状況の報告となります。第6回は施設見学ですが、今後、審議会の御要望等を聞きながら見学先を決定していく予定でございます。資料には、見学先の一例として、当センターで企画しております講座の中で、先ほどから出ております中学校への出前講座の見学、また国際的視点からJICA地球ひろばや多文化フリースクールの見学を挙げております。

第7回は、当該年度の事業の実施状況の報告と、国や都の動向等を御報告する予定でございます。

次に、2の令和6年度以降についてですが、（1）令和6年度は、計画の進捗管理を行いつつ、第11期の審議会委員の改選と、次期第8次行動計画策定のための意識実態調査を行い、（2）の令和7年度に第8次行動計画の策定となります。

簡単ではございますが、以上です。

【会長】今の説明について、何か御質問、御意見はございますか。施設見学会の候補まで出ています。昨年は、東京都人権プラザに行きましたが、体験もあり、良かったです。今年度は、ぜひ多くの方に参加していただきたいと、思っております。いかがでしょうか。

【委員】多文化フリースクールは、どこにあるのですか。

【所長】荒川区と杉並区にございます。そのうち荒川校がその見学に対応していると聞いております。

【会長】施設見学会の出前講座は今までもありましたけれども、「JICA地球ひろば」はどういう施設かよく分からないので、もう少し説明をお願いします。

【所長】海外協力隊の体験談や展示見学になりまして、世界が抱える課題など、いろいろな、例えば飢餓問題などの展示見学もできるそうです。

【会長】JICAの場所はどこになりますか。

【所長】新宿区の市ヶ谷です。

【副会長】施設見学会の候補を3つほど挙げていただきましたが、選定の基準はどういったところにあるのでしょうか。男女共同参画審議会の目的からしまして、中学校向け出前講座の参加はすごく分かりやすいと思いますし、JICAの場合も、例えば途上国などでは、女性の人権侵害が非常に大きな問題となっているというところで、現場の状況をよく知る必要があるのだ、知見を広げる必要があるのだ、というのも分かりやすいかなと思うのですが、多文化フリースクールのところは少し見え難く感じます。人権という観点からもの凄く共感するところもありますし、理解できるのですが、男女共同参画というジェンダーの問題を取り扱うという観点からすると、挙げられた理由がぱっと見は分かりませんでしたので、何か基準があれば御披露いただければ幸いです。

【所長】こちらを挙げさせていただいたのは、今までにない視点というところと、多様性というところで、いわゆる男女共同参画の中には、最終的には、全て認める多様性の中には、男女の性別と、それから、いわゆる人種も含めますので、少し広くはなりますが、そういう多様性という観点から、こちらを挙げさせていただきました。

【副会長】ありがとうございます。確かに多様性という意味では、人権という意味では広くて、多様性の広い概念の中にはもちろん多文化も含まれるかと思うのですが、人権の審議会なのであれば、適切な御判断かなと思う一方で、当審議会は男女共同参画というジェンダーに限定して、特化している審議会なので、その部分を少し広くとってしまいますと、人権関係の審議会との役割分担というのがぼやけてしまうのかな、と思っております。その施設には行きたい、行きたくないという話ではなくて、基準というか、適切な言葉が見つかりませんが、そういったところに御留意いただければと思っております。

【所長】確かに広くとってしまうと、男女共同参画というところの視点、もう少し焦点を絞ったほうが良いという御意見をいただきましたので、施設見学は、次年度の2回目の審議会で審議しますので、改めて候補を選定いたしまして、皆さんの御意見をいただきながら決めていきたいと考えております。

【会長】ほかに、いかがでしょうか。施設見学は、皆さんの中から、何か適切どころがあれば、江東区内に限らなくても良いと思います。男女共同参画の視点が外れてしまうと困りますが。

それでは、私から、1点だけよろしいでしょうか。

区の業務とは関係ないのですが、東京弁護士会の雑誌「LIBRA」2023年1・2月号を見ていましたら、男女共同参画について問題があるということで、弁護士会に人権救済申立てがあったという記事についてご紹介します。

自動車免許証の更新のときに講習がありまして、府中運転試験場では、受講する教室において、男女別で席を分けて実施しており、人権侵害であるとして、トランスジェンダーの方から申立てがあったそうです。試験場は、映像を流すときに、暗くなって痴漢が出ると困るから、男女別にするというような回答があったそうです。なお、試験場では、免許の更新手続の申請書に、性別の記載欄があったそうです。東京弁護士会では、調査を開始し、試験場に照会したところ、直ちに試験場から男女別に区分して着席させる運用を改めたという連絡があり、また東京都公安委員会は、2022年5月、運転免許証の申請書から性別を記載する欄を削除したそうです。この話は、区が関係している話ではありませんが、皆さん、男女共同参画は当たり前みたいな感じで思っているかもしれないかもしれませんが、長年の慣行ですとか、気がついていないところもあるかもしれないので、どういう視点を持つのかというのがすごく大事なのかなと思ひまして、御紹介しました。

ほかに何か意見はございますか。

#### **4. 議事3 その他**

【会長】本日の議題は終了しましたが、事務局からその他何かご説明などございますでしょうか。

【所長】事務局から4点ほどございます。まず、最初に、「東京都パートナーシップ宣誓制度」につきまして、御説明いたします。恐れ入りますけれども、参考4を御覧ください。

東京都では、東京都パートナーシップ宣誓制度が今年の11月1日から実施されております。この制度につきましては、第2回の本審議会において概要を御説明いたしました。内容は、そのときとほぼ同じでございますけれども、再度、制度の概要を御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。制度の創設の目的ですが、都は人権尊重条例において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、並びに啓発等の推進

を図ることを規定し、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることでございます。

2 ページ目を御覧ください。③の対象は、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者を制度の対象者としております。

④の制度の概要ですけれども、手続は、パートナーシップ関係にある2人が宣誓し、必要書類等を届け出、都がそれらを証明する受理証明書を発行。受理証明書は、都民サービス等の利用時に活用し、手続は原則オンラインで完結するものでございます。なお、この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果は生じません。

また、この制度を利用し、受理証明書の交付を受けた組数は、令和4年12月31日時点で407組となっております。

概要説明は以上ですけれども、東京都からは、証明書の活用や、制度の周知や、多様な性に関わる普及啓発のために、広報等について区市町村と連携を図りたい旨の連絡がございました。本区におきましては、現在、東京都の制度の周知を行っておりますけれども、制度の活用につきましては、全庁的な調整を行っており、近々、対応を決定する予定でございます。

こちらの詳細につきましては、次回の審議会で御報告できるものと考えております。私からは以上となります。

**【会長】** パートナーシップ宣誓制度は東京都が行うということですが、区独自で設けているところも幾つかありますね。江東区はどのようになっているのでしょうか。アンケートを調べたり、いろいろ相談も窓口を開設していますけど、さらに一步というか、そういうものがあるのでしょうか。

**【所長】** 江東区独自のパートナーシップ制度については、まだ今のところ、やるというような予定はございません。現在、検討しているのは、東京都パートナーシップができましたので、この東京都のパートナーシップの制度に対する対応について、協議、検討しているところでございます。

**【委員】** 大分踏み込んだというか、日本国籍でなくても、子供がいても良いとか、使いやすい制度になっていると思います。さきほどの話にありましたが、既にパートナーシップのようなものを実施している、例えば豊島区が、性的マイノリティーでなくても良いぐらいの内容だったと思うのですけれども、江東区のことではないのです

が、ほかの区で既に登録している方とかは、両方にまたがって登録するなど、両方の利益を得たりすることができるのでしょうか。

【所長】東京都のほうは、既に行っている10区と協定を結んで、東京都の証明書、または区の証明書、お互いに相互で使えるような協定を結ぶというようなことは発表しております。

【委員】大変不勉強で申し訳ないのですが、東京都のパートナーシップ制度があるということと、区との連携というのが何を意味するのかが分からないのですが。例えば、独自に区で持っている場合と、都にしかない場合は、区民にとってどういった不利益や利益があるのかが、今、何をお伝えいただいているのかが少し分からない状況です。また、江東区でも連携を検討中だとおっしゃっていることの意味についても、もう少し説明していただけますか。

【所長】江東区としては、東京都のパートナー宣誓制度を受けた方の、いわゆる証明書をお持ちいただいたときに、例えば、区営住宅では、今は家族の方でないと入れないのですが、東京都の都営住宅では、パートナーの方でも証明書を提示していただければ、都営住宅に入れるようになっておりますので、区営住宅でも、パートナーの方が都営住宅と同様に入居できる条件を加えていくということです。その他、連携ですと、例えば東京都で宣誓制度を受けて江東区に住んでいる方が、区独自で制度を実施している江戸川区に移ったときに、わざわざ江戸川区でもう一度宣誓をしなくても、東京都の証明書を見せれば、同じような江戸川区のサービスを受けられるということです。東京都と区独自制度を有する区との連携というのは、そういうところになるかなと思います。

【委員】先ほどの委員からの質問は、おそらくその前の段階のことで、東京都がパートナーシップ制度を都として開拓するのに時間がかかったので、その前にそれぞれ自分の区のやり方として条例をつくっていて、そこで既に登録したパートナーの方がたくさんいらっしゃる。それと、新しくできた都民全員をカバーするものとの関係、少しずつ条項のばらつきがあるので、という内容のことかと思いましたが、いかがでしょうか。

【所長】例えば、既に区のパートナーシップを受けている方が都営住宅に申し込んだときに、わざわざ東京都に宣誓しなくても、区の証明書を持っていれば都営住宅にも入れる、そういう協定を都と既に実施している区は協定を結んでいますので、そうい

う相互の証明書が使えるというのが、連携というか、協定の目的だと思っています。

【副会長】要は、東京都がやる前に既に進んでいるところに関しては問題なくて、制度が無いところが、東京都が制度をつくるから、それに乗ってくださいという話なので。今、制度が無いところは遅れているので、東京がつくっておくから、そこに準じてやれば問題ない、先に行ったところに関しては、連携すれば普通に使える、そういう話です。渋谷区など進んでいるところは、もっと進んでいるので、本来でしたら、江東区もそういうところを目指していくと、ありがたいと思っていますが、最低限度、東京都と同じレベルに、ようやく宣誓制度が無いところが乗ったというような感じではないでしょうか。そのような理解をしているのですが、いかがですか。

【所長】そうですね。東京都が制度を制定しましたので、区の制度ごとに使える行政サービスというものが多少異なりますが、都の制度対象者に対しては、江東区の行政サービスもできるだけ対応していこうということで、どのような行政サービスが対応できるのか、検討しているところです。

【会長】制度ができることによって、例えば、都立病院以外の病院にも広がるとか、そういうことがあるのかなということで、とても大事なことだと思います。

【委員】恐らく、田舎のほうの自治体とかを見ると、余裕もない、お金もない、需要があってもできない、という自治体もあると思うので、東京都民、江東区民というのは、こういった話が出ているだけ、恵まれているのかなという感想です。逆に、ほかの自治体とか、全国レベルで見るとどうなのか、もし、情報があつたら、御教示願えますか。

【会長】全国的に結構広がって、いろいろなところが行っていると思います。具体的な資料は今持っていないのですが、以前に調査したとき、結構広がっているなとは思いました。費用的については、行政サービスが広がるというだけなので、そんなに膨らまないと思います。

【委員】制度をつくる場合には、やはり行政はお金がかかるのではないかと思います、議会での議論もあるし、経費的な理由から、こんな制度はやってられないよということもあるのかなと思ったのですが。

【副会長】制度がある最新の自治体数は、頻繁に増えているので、把握できないです。今、ものすごい数の自治体が取り組んでいますので、検索しても、どれが最新のものか

分らないです。自治体の規模は関係なくて、人口10万程度の自治体でも行っています。

【委員】最初の区市町村はどこでしょうか。

【委員】世田谷区ではないでしょうか。

【委員】こういう制度にしても、この審議会もお金もかけて開いているわけであって、例えば人口1,000人にも満たないような自治体などで、パートナーシップ宣誓制度を求めるニーズはあるが、「宣誓制度」ができなくて、マジョリティに埋もれてしまっている人たちもいて。そういう人たちが、サイトを見て、パートナーシップがあるのだから、東京に引っ越してみたなど、制度ができることで、救われるという面なら良いのですが、逆に地域格差のようなところが出てくる懸念もあるので、江東区をはじめ、すべての自治体が制度を作るとするのは難しいのかなと思った次第です。

【所長】本当は、法律ができれば、それが一番良いのですが、国が動くのを待ってられないので、下からボトムアップするような感じで、今、ここまで来たという現状です。規模の小さい自治体でも、それぞれ多少制度は違いながらも、大分できていますが、相続などがカバーされていけませんので、それは法律を待たなければいけないと思います。

【会長】ほかにいかがでしょうか。では、事務局から他にありますか。

【所長】次に、お配りしている御意見シートについてですが、審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言し切れなかった点等について記入していただき、2月3日、金曜日までに御送付をお願いします。

メールで送付されても結構でございますので、よろしく願いいたします。

3点目は、今後の審議会の日時についてです。先ほど議題2にて説明したとおり、次回、第5回審議会は5月22日、月曜日を予定しております。

最後ですけれども、本日、江東区団体名簿への掲載について同意書をお忘れになった方で、提出がまだの方は、お帰りの際に事務局まで御提出をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【会長】ほかに何かございますか。WEBの参加者はいかがでしょうか。

【委員】相談のところで、男性からの相談も受けられるようになったということで、非常に良いなと思ったのですが、ほかの区で聞いた話なのですが、パートナーシップ関

係にある方がその相談窓口に行ったところ、窓口の方が、御主人の暴力なのですね、という対応をされて、全く腰折れになってしまったというケースを聞きました。窓口で対応される方の意識も、やはりLGBT等の方々に対する理解をもっと深めていかないと、これから非常に難しくなっていくだろうと感じております。先進的な取組をされているというところで、非常に難しいところがあると思うのですけれども、今回の報告内容ではなかったのかもしれませんが、担当の方の研修や教育の場に行って、新しい動きを吸収するようなチャンスを保障していく必要があるのだろうと感じました。

【会長】ありがとうございます。ほかにありませんか。

## **5. 閉 会**

【会長】本日の審議会は、これで閉会いたします。本日は、皆さん、御参加いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —